



高齢者虐待とは

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」)が、平成18年4月1日から施行されました。

この「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待と、②養介護施設従事者等による高齢者虐待の2種類に分類して定義しており、3頁のように定めています。

この手引では、①の養護者による高齢者虐待を中心に解説します。

また、高齢者虐待の主な内容と具体例も3頁に掲載しています。一方、介護保険法では、地域支援事業を市町が実施することを義務付けていますが、その一事業として「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が求められています。

目 次

第1章 高齢者虐待とは	1
高齢者虐待の主な内容と具体例	2
○(ラ)ム自己放任(セルフネグレクト)	4
主な発生要因	5

第2章 発見の手がかりと 対応のポイント	6
対応の基本	10
事実確認にかかわるときの注意事項	10

第3章 認知症と高齢者虐待	11
認知症と虐待	11
認知症のケア	12

